主 文

原決定中被告人Aに関する部分を取り消す。

被告人Aに対する本件公訴を棄却する。

理 由

本件異議申立の理由は、別紙書面記載のとおりである。

よつて、調査すると、被告人Aが昭和四二年三月四日死亡したことは、被告人に対する同年三月一七日静岡県伊東市長B認証の戸籍抄本によつて明らかであるから、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により被告人Aに対する本件公訴を棄却することとし、同四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二八条二項三項、四二六条二項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年五月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判]長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外
	裁判官	色	Ш	幸太	郎